

騒音規制法で規定されている特定建設作業一覧(騒音規制法施行令別表第2)

No.	建設作業の分類	騒音の基準が適用される作業	作業内容	使用する機械の例
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くい打機(もんけんを除く。)を使用する作業</li> <li>・くい抜機を使用する作業</li> <li>・くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業</li> </ul> ※くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。	くい打機 : 各種の既製くい及び矢板等を打ち込む機械 くい抜機 : 打力により、打ち込んだくいを引き抜く機械 くい打くい抜機 : 同一機械でくいの打ち込み、引き抜きを行う機械	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアハンマ、スチームハンマ、振動くい打機(振動パイルドライバ、パイプロハンマ)、パイルエキストラクタ等
2	びょう打機を使用する作業	びょう打機を使用する作業	高温に熱したリベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機でしめて接合する作業をいう。	リベットハンマ(リベッター、リベッティングハンマ、リベットガン)
3	さく岩機を使用する作業	さく岩機を使用する作業 ※作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。	ブレイカーの先端に油圧などの動力を利用して打撃力を加えて舗装版等を破碎する仕組みの作業をいう。	油圧ブレイカー(ジャイアントブレイカー)、ハンドブレイカー、ハンドハンマ(電動ピックを含む)、ストーパ、クローラドリル等
4	空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け作業等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業をいう。	エンジン駆動型圧縮機 ※タービン駆動方式、電動駆動方式は対象外
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。)</li> <li>・アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</li> </ul>	特定の工事のためにコンクリートプラント又はアスファルトプラントを現場内もしくは現場付近に一時的に設置して使用する作業をいう。	コンクリートプラント、アスファルトプラント ※モルタル製造用コンクリートプラント、ミキサー車などは対象外
6	バックホウを使用する作業	バックホウ(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 ※環境省が指定する「低騒音型機械」は別表参照。	「低騒音型機械」に指定されていないバックホウ(油圧ショベル)を用いて土砂の掘削や積み込み等を行う作業をいう。	
7	トラクターショベルを使用する作業	トラクターショベル(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 ※環境省が指定する「低騒音型機械」は別表参照。	「低騒音型機械」に指定されていないトラクターショベルを用いて土砂の運搬や積み込み等を行う作業をいう。	
8	ブルドーザーを使用する作業	ブルドーザー(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 ※環境省が指定する「低騒音型機械」は別表参照。	「低騒音型機械」に指定されていないブルドーザーを用いて土砂の押土や整地等を行う作業をいう。	